

高年齢者を取り巻く現状追加資料 (シルバー人材センター関係)

シルバー人材センターで働く高齢者の就労時間

1 請負で働く高齢者の就労時間

請負は就労時間を管理するものでないため、請負で働く高齢者の就労時間は把握していないが、代表的な仕事の一般的な1日当たりの作業時間は、次のとおり。

- 剪定・除草 6時間から7時間程度
- 駐輪場管理 5時間から6時間程度
- 家事援助 2時間から3時間程度

* 高齢者雇用対策課からいくつかのシルバー人材センターに聴取し確認したもの。

2 派遣で働く高齢者の就労時間

派遣で働く高齢者の1週間当たりの就労時間の分布は、次のとおり。

1～5時間	3,072人	(20%)
6～10時間	3,521人	(23%)
11～15時間	3,983人	(26%)
16～20時間	3,646人	(24%)
(20時間)	456人	(3%)
21時間以上	1,145人	(8%)

* 1 高齢者雇用対策課が、全国のシルバー人材センターに平成27年8月の状況をサンプル調査した結果。

* 2 カッコ内は全体に占める割合。

* 3 軽易な仕事の要件は、1週間当たりの就業時間を概ね20時間としており、恒常的にではなく、急な対応などにより一時的に20時間を超えることがあり得るもの。

シルバー人材センターの臨・短・軽要件の緩和による就業拡大のイメージ

趣旨・背景

- 臨・短・軽要件については、①会員（高齢者）からより長く働きたいという要望があること、②発注者（企業など）から、会員により長い時間働いてほしいという要望があること等を踏まえ、6割近いシルバー人材センターが緩和を希望。
- こうしたニーズを踏まえ、臨・短・軽要件を緩和し、会員の就業の選択肢を広げることにより、今後の人口減少社会を見据えた高齢者の就業機会の拡大を図る。

要件緩和により見込まれる就業拡大のイメージ

1 サービス業、介護、育児分野などの人手不足分野で、会員の就業が増加する。

会員がより長く働くことができるようになり、人員を必要とする企業などで会員の就業が増加する。

- スーパーマーケットの例

スーパーマーケットでは、特売日やイベントの開催、商品の納品状況などにより、仕事に必要な人員数が変動するが、人員が不足する場合であっても、会員は臨・短・軽要件を超えて就業することはできない。要件緩和により、会員は発注者の求めに応じてより長く働くことができるようになる。

- 保育施設の例

保育施設では、保育士の欠勤や延長保育の申し込み状況などにより、保育士をサポートする人員が不足する場合があるが、人員が不足する場合であっても、会員は、臨・短・軽要件を超えて就業することはできない。要件緩和により、会員は発注者の求めに応じてより長く働くことができるようになる。

2 会員が複数の仕事を兼務できるようになり、会員の就業が増加する。

会員がより長く働くことができるようになり、複数の仕事を兼務できるようになる。

- 兼務の例

デイサービス施設の朝晩の送迎（ドライバー）（1日4時間（朝晩各2時間）×週3日＝週12時間）
＋ 宅配便の配送補助（補助ドライバー）（1日7時間×週2日＝週14時間）＝週総就労時間26時間

3 専門的な能力やノウハウなどを必要とする分野で、会員の就業が増加する。

会員がより長く働くことができるようになり、専門的な能力やノウハウなどが必要で発注者が会員により長く働いてもらいたいと望んでいる分野（会計事務、システム管理、営業、測量など）で、会員の就業が増加する。